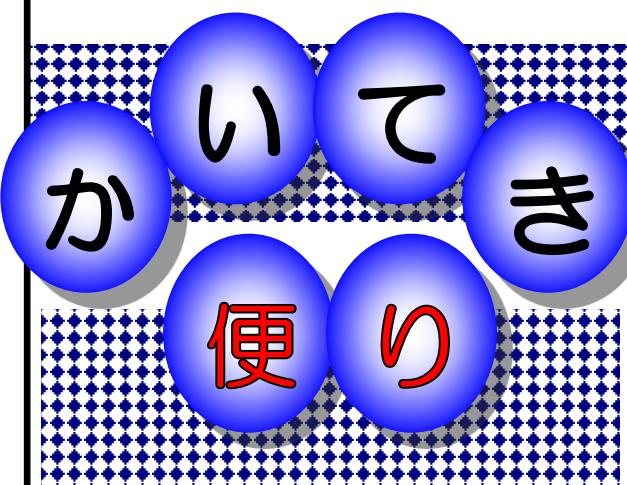


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX



令和8年1月1日発行 第258号

- ・新年挨拶
- ・介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(10月分から12月分まで)を実施します！
- ・要介護度等改善促進事業～報奨金の交付の受付を開始します！
- ・科学的介護定着促進事業講演会～科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進～を開催します！！
- ・令和7年度訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業
- ・★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★
- ・令和7年度 介護施設等による留学生受け入れ支援事業の交付申請受付開始！
- ・令和7年度集団指導のお知らせ(介護保険・福祉系在宅サービス事業)
- ・「令和6年度 指導検査報告書」を公表しました。
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・認知症抗体医薬に関する都民等向け講演会の開催抗アミロイドβ抗体薬によるアルツハイマー病診療の現状と将来の展望
- ・東京都消費生活総合センターからのお願い Part9 & 高齢者見守り人材「向け出前講座」のご案内

### ○新年挨拶

新年あけましておめでとうございます。

介護サービス事業者の皆様には、物価高騰が続く中、様々な工夫をしていただきながら、必要なサービスを継続して提供していただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、3月に東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な計画として、初めて「東京都認知症施策推進計画」を策定しました。本計画に基づき取組を推進するとともに、認知症当事者やご家族、事業者の皆様のご意見をお聴きし、施策に活かしていきます。

国においては、社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括ケアシステムの推進」や「認知症施策の推進・地域共生社会の実現」、「介護予防・健康づくりの推進」などについて、議論が行われました。こうした機会を捉えて都是、昨年11月に適切な基本報酬単価の設定や、効率的なサービス提供の在り方、小規模介護事業者の協働化・経営力強化など、介護保険制度改革等について、国に緊急提言を行いました。介護保険制度が利用者の状況や、事業者の実態に即したものとなり、介護サービスの提供が持続可能なものとなるよう、今後も国に対し提案を行うとともに、都としても施策の充実に取り組んでまいります。

本年は介護保険法をはじめ関係法令の改正が行われるとともに、運営基準等の見直しや令和9年度介護報酬改定について、社会保障審議会介護給付費分科会で議論が行われる予定であり、こうした制度改正等の動きや地域分析を踏まえ、各保険者においては、第10期介護保険事業計画を策定する年となります。

今後も、利用者が安心して介護サービスを利用し、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けができるよう、介護サービス事業者及び区市町村の皆様と力を合わせ様々な取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

高齢者施策推進部長 花本由紀

## ○介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業(10月分から12月分まで)

お知らせ

### を実施します！

東京都では、物価高騰等に直面する通所・訪問系介護サービス事業所及び高齢者施設等を支援することを目的として、本事業を実施いたします。ただいま、申請の受付を行っておりますので、ご案内いたします。

#### 1 介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業支援金(10月分から12月分まで)

##### (1)事業概要

原油価格高騰の影響を受けながらも継続して介護サービスを安定的に提供している事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用(高騰相当分)に対し、一定額の支援金を交付します。

(2)対象サービス(地方公共団体が設置したものは除く。)

##### ① 通所系介護サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

##### ② 訪問系介護サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援

#### 2 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業支援金(10月分から12月分まで)

##### (1)事業概要

物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を交付します。

(2)対象施設(地方公共団体が設置したものは除く。)

・介護老人福祉施設(定員29名以下は除く。)

・介護老人保健施設

・介護医療院

・養護老人ホーム

・軽費老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く)

#### 3 申請期間

事前申請フォーム:令和8年1月23日(金曜日)まで

#### 4 お問い合わせ先

東京都介護サービス事業所等物価高騰支援金事務局

電話:0120-103-136

(受付時間:9:00~18:00(土日祝日を除く)

事業の概要、申請方法等詳細については事務局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

(介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業について)

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo\\_R7bukkakoutou\\_enchou](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kaigo_R7bukkakoutou_enchou)

(特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業について)

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bukkakoutou7\\_2](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/bukkakoutou7_2)

# ○要介護度等改善促進事業～報奨金の交付の受付を開始します！～

お知らせ

利用者のADL(日常生活動作)及び要介護度の維持・改善に資する取組を行った事業者に対し、都独自に報奨金を支給することにより、要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進します。

ADL維持等加算を算定している場合には、基礎分として20万円を支給し、加えて、要介護度の維持・改善が客観的に認められる場合には、加算分としてさらに10万円(維持)又は20万円(改善)を支給します。

## 1 対象事業所

都内で下記サービスを運営している事業所

### 【居宅サービス】

・通所介護

### 【地域密着型サービス】

・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設

### 【施設系介護サービス】

・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設

## 2 報奨金の額について

(1) 令和7年4月1日(基準日)時点で介護報酬におけるADL維持等加算(I)または(II)を算定している事業所が支給対象(20万円)

(2) 基準日から引き続き、加算判定基準日(令和8年1月1日)に在籍している利用者のうち、期間内に要介護度の区分変更・更新を行った者(ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。)を判定対象者とし、事業所単位で維持又は改善した場合は加算(維持10万円、改善20万円)

## 3 申請期間

(電子申請フォーム)令和8年1月5日(月)から令和8年1月30日(金)まで

## 4 問合せ先

東京都要介護度等改善促進報奨金事務局

お問合せフォームURL:<https://logoform.jp/form/tmgform/1302615>

**事業の概要、申請方法等詳細については下記東京都ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。**

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/youkaigo/housyoukin>

# ○科学的介護定着促進事業講演会 科学的介護情報システム（LIFE）による

## 科学的介護の推進を開催します！！

お知らせ

都内介護サービス事業所における科学的介護(エビデンスに基づく介護)の実現を目指し、各事業所においてPDCAサイクルを回しながら、ケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進することを目的とし、講演会を開催します。

**科学的介護推進に関する今後の動向、通所系・施設系サービスの2事業所から実際の取組事例をお伝えします。**

会場での聴講と併せてオンライン上でのライブ配信も行いますので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

### 1 開催日時

令和8年1月26日(月)  
13時30分から15時35分まで  
※13時00分開場

### 2 開催方法

会場及びオンラインのハイブリッド開催  
※参加費は無料です

### 3 会場

牛込篠崎区民ホール  
(東京都新宿区篠崎町15番地)

### 4 対象者

都内の介護保険サービス事業所  
に従事する職員の方

### 5 定員

#### (1)会場参加

200名

※応募者多数の場合は、オンラインでの視聴をお願いする場合があります。

#### (2)オンライン視聴(Youtubeでのライブ配信)

定員なし

※長時間インターネットに接続可能な通信環境の準備、PC・タブレット又はスマートフォン等のご使用をお願いします。

### 6 内容

#### (1)基調講演

2026年突入、今後の介護を見据えた科学的介護の必要性

～2025年問題と言われた年も過ぎ、これから介護事業運営に

求められる科学的介護の必要性について解説します～

講師:株式会社 ビーブリッド 代表取締役 CEO 竹下 康平氏



#### (2)事例発表①

自立支援で日本の介護を変える挑戦

～ポラリスの実践を通して～

講師:株式会社 ポラリス 代表取締役 森 剛士氏



#### (3)事例発表②

LIFE導入と運用の仕組みづくり

講師:社会福祉法人 常盤会 特別養護老人ホームときわ園

作業療法士 石田 琢哉氏



The graphic features a purple and white design with the title '科学的介護 定着促進事業講演会' in large blue font. A red circle indicates '参加費 無料'. It includes a small illustration of two people. Below the title, it says '都内介護サービス事業所における科学的介護(エビデンスに基づく介護)の実現を目指し、各事業所においてPDCAサイクルを回しながら、ケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進することを目的とし、講演会を開催します。' It also mentions '科学的介護推進に関する今後の動向、通所系・施設系サービスの2事業所から実際の取組事例をお伝えします。' and '会場での聴講と併せてオンライン上でのライブ配信も行いますので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。' It provides details about the date (January 26, 2024), time (13:30-15:35), venue (Nikko Shinjuku City Hall), and online streaming via YouTube.

## 7 申込方法

下記の申込フォームまたはQRコードからお申し込みください。

(URL)<https://logoform.jp/form/tmgform/1258781>

※講演会当日に取り上げる事前質問も受け付けています。

講演時間の都合上、全ての質問に回答できない場合が  
ありますのでご了承ください。



## 8 申込締切

令和8年1月19日(月曜日)17時まで

## 9 問合せ先

講演会運営事務局(平日10時から17時まで)

電 話:03-6661-0205

F A X:03-5643-7167

メール:r7life@seiko-sha.co.jp

※事務局は、東京都が株式会社成光社に委託をして運営しています。

## ○ 令和7年度訪問介護事業所等におけるEV車・EVバイク導入支援事業

お知らせ

東京都では、中小の訪問介護事業所等が訪問介護サービス提供時の移動に係る負担等を軽減できるよう、電動自動車及び電動バイクを購入する際の経費を支援する事業を実施します。



### 1. 対象事業所

訪問介護・訪問入浴介護・夜間対応型訪問介護・

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供する事業所

※国又は地方公共団体が設置する事業所は除く

※都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超える法人は除く

※1法人あたり3事業所まで

### 2. 補助基準額

1 事業所あたり 500 万円上限(補助率 1/2)

### 3. 補助対象車両等

令和7年4月1日以降に公益財団法人東京都環境公社が実施する助成事業の助成金の交付の決定又は額の確定を受けた車両、設備が対象となります。

### 4. 申請受付期間

令和7年10月31日(金曜日)から令和8年3月31日(火曜日)まで

※詳細は、福祉局ホームページ又は公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)のホームページでご確認ください。

### お問い合わせ

本補助事業は、クール・ネット東京が実施しております。

対象経費(補助対象の車両等)や申請方法等、本補助事業に関するご不明点については、クール・ネット東京にお問い合わせください。

<クール・ネット東京ホームページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-houmonkaigo>



## ○★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

### R7 年度変更交付申請の受付を開始します！申請予定の事業者様はお早めに

#### 【対象】

**既に交付決定されており、かつ補助額が不足する事業者(増額申請のみ)**

※交付済の補助金で不足が生じない場合、変更交付申請は不要です。

#### 【受付期間】

**2026年1月5日(月)から1月30日(金) 17:30まで**

#### 【申請方法】

本事業のマイページからご申請ください。

詳細は、本事業のポータルサイトに掲載している「東京都居住支援特別手当 変更交付申請手引き」をご確認ください。

#### 【注意事項】

- 1 来年度の実績報告では、補助金の追加交付は行いません。変更交付申請において、補助金に不足が生じないよう、所要額を適切に見積もってください。
- 2 期限間際に申請された場合や申請の不備修正に時間を要した場合、補助金の交付時期が年度末になることがあります。本年度の補助対象は、補助金の交付時期に関わらず、本年度の3月末日までに職員へ支給した分です。

#### ◆居住支援特別手当ポータルサイト◆

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

#### 【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

#### 【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

#### 【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局（電話 03-4500-0111）

# ○令和7年度 介護施設等による留学生受け入れ支援事業の交付申請受付開始！

お知らせ

## 1 概要

介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所(以下、「事業所」)が、介護福祉士養成施設または日本語学校の留学生を雇用し、学費等を給付した場合に、経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業所

下記の介護保険サービスを提供する都内の事業所

※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

サービス名			
通所介護	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション
(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	

## 3 補助対象事業所の要件

日本語学校又は介護福祉士養成施設に通う留学生を令和7年度内に1か月以上雇用する事業所で、一定の要件を満たす場合には本補助金の対象となります。

※詳細については下記の URL から東京都福祉保健財団 HP を参照

## 4 補助対象経費（補助基準額）☆居住費のみの申請も可能です！

### (1)居住費（年額60万円）

家賃(賃料、共益費(管理費))など

### (2)入居にかかる初期費用(5万円)

引越し代、礼金など

### (3)学費（月額5万円）

介護福祉士養成施設または日本語学校の学則で定める学費(学生納付金)、教科書代、

ユニホーム代など

### (4)入学準備金（20万円）

介護福祉士養成施設の入学金

### (5)就職準備金（20万円）

介護業界を含む福祉業界への就職セミナー等に要した参加費・交通費

### (6)国家試験受験対策費用（4万円）

介護福祉士国家試験対策模擬試験及び介護福祉士国家試験の受験費用

※上記(3)は介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(4)(5)は介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

※日本語学校の場合は、卒業日前の引き続く1年以内の経費が対象

## 5 補助率

補助率1／2

## 6 交付申請書提出期限

令和8年1月20日(火曜日)

## 7 問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 9:00～17:30)

HP:[https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/r\\_hozyokin/](https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/r_hozyokin/)

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等は上記ホームページに掲載しております。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

## ○令和7年度集団指導のお知らせ（介護保険・福祉系在宅サービス事業）

お知らせ

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、福祉系在宅サービス事業所に対して集団指導を実施します。詳細は、受講期間開始直前にメールにて送付する通知をご覧ください。原則として指導検査業務システム(事業者ポータル)を利用し、受講期間内に動画を視聴して受講確認アンケートに回答していただく方法で受講していただきます。

### 【受講期間】

令和8年1月14日(水)から2月16日(月)まで

### 【対象事業所】

- ・指定訪問介護事業所
- ・指定通所介護事業所(地域密着型通所介護は除く)
- ・指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)
- ・指定福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所(いずれも介護予防を含む)

※ 特別養護老人ホーム等に併設・隣接(同一敷地内)している事業所を含む。

※ 八王子市に所在する事業所は除く。

### 【指導第一課のホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/syudanshiryo>

### 【問合せ先】

<集団指導の内容に関すること>

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 在宅サービス検査担当

電話 03-5320-4290(直通)

メールアドレス S1140302@section.metro.tokyo.jp

※メールによる問合せの場合は、件名に「集団指導問合せ」及び「事業所名（サービス種別）」を入れてください

<指導検査業務システムの操作に関すること>

事業者ポータル専用ヘルプデスク

電話 03-6387-2624

<指導検査業務システムへの登録(メールアドレスの変更)に関すること>

東京都福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当

電話 03-5320-4051

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時45分まで

## ○ 「令和6年度 指導検査報告書」を公表しました。

お知らせ

この度、社会福祉施設・事業者等及び保険医療機関等に対する令和6年度の指導検査結果をとりまとめ、下記福祉局ホームページに掲載しました。

福祉局指導監査部及び保健医療局保健政策部国民健康保険課が連携し、都民の皆様が、安心して質の高い福祉・医療サービスを利用することができるよう、事業者や医療機関に対して、法令基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう指導を行うとともに、サービスの質の向上に向けた育成にも取り組んでいます。

本報告書は、事業者や医療機関における問題の早期発見と自主的な改善を促すため、令和6年度に実施した指導検査等の結果をまとめたもので、社会福祉法人、施設等の種別ごとに指摘の多かった事項や、監査等の実施状況や主な処分等事例などを掲載しています。

下記の URL からご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/r6houkokusyo>

### 【問合せ先】

東京都 福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当 電話: 03-5320-4051

東京都 保健医療局 保健政策部 国民健康保険課 保険医療機関指導担当 電話: 03-5320-4174

## ○令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

### <R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業  認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)  締切は終了しておりますが、新たに募集要項が発表された場合は、申請を行える場合があります。入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金)  締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業  ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金)  締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内22か所で実施  ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や合同カンファレンス ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中!  各教育ステーションへ直接お申ください。 9月から新たに教育ステーションとして4ステーションが追加されました。
	管理者指導者育成研修  ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進・基礎実務・経営安定コース  受付終了しています。 (2)看多機実務研修コース  受付終了しています。

	<p>訪問看護人材確保事業 ※東京都看護協会に委託して実施します。</p>	<p>「その人らしい生き方を支える訪問看護の魅力」 <b>12月6日(土)開催 12:00～16:00</b> 今年度の開催は、終了いたしました。</p>
	<p>訪問看護オンデマンド研修の動画公開中</p>	<p>令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！</p> <p><a href="https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTr9STE">https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTr9STE</a></p>  <p>※本動画のリンクを、<u>関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</u></p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

## ○ 認知症抗体医薬に関する都民等向け講演会の開催

お知らせ

### 抗アミロイドβ抗体薬によるアルツハイマー病診療の現状と将来の展望

認知症治療に関する最新の研究や疾患修飾療法をはじめとする新しい治療法について、正しい理解を促進するため、都民等向けの講演会を開催いたします。

「抗アミロイドβ抗体薬によるアルツハイマー病診療の現状と将来の展望」をテーマに、講演を実施しますので、ぜひご参加ください。

#### 1 開催日時

令和8年1月20日(火曜日) 14時00分から15時20分まで  
(受付開始: 13時30分)

#### 2 開催場所

板橋区立文化会館 大ホール  
(東京都板橋区大山東町 51 番 1 号)  
・東武東上線 大山駅 北口から 徒歩約 3 分  
・都営三田線 板橋区役所前駅 A3 出口から 徒歩約 7 分

#### 3 対象

都民の方(医療・介護関係者、行政職員の方もご参加いただけます。)

#### 4 参加方法

##### ① 会場参加

当日、直接会場へお越しください。(定員600人)

※入場無料・事前申込不要。

※当日体調のすぐれない方の御出席はご遠慮ください。

※会場では、手指消毒、不織布マスクの着用等にご協力ください。

##### ② オンライン参加

二次元コード又は URL のいずれかの方法で、事前登録ページへアクセスし、必要情報をご入力の上、ご登録ください。(氏名・メールアドレス必須)

二次元コード:



URL: [https://isaostudio-jp.zoom.us/webinar/register/WN\\_rClJWSevTNqAvIZZCqZaWw](https://isaostudio-jp.zoom.us/webinar/register/WN_rClJWSevTNqAvIZZCqZaWw)

登録完了メールが届きましたら、事前登録完了です。ご登録いただいたアドレス宛に、Zoom から当日視聴 URL が自動送信されます。

※参加無料・事前申込有。

※申込多数の場合、配信媒体の都合により申込受付を終了させていただく場合がございます。

#### 5 開催内容

14:00 開会の挨拶

14:05 講 演

「抗アミロイドβ抗体薬によるアルツハイマー病診療の現状と将来の展望」  
東京都健康長寿医療センター 脳神経内科 医長 井原 涼子

15:05 質疑応答

東京都健康長寿医療センター 脳神経内科 医長 井原 涼子

15:20 閉会の挨拶

【お問い合わせ先】

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症支援推進センター事務局

TEL 03-3964-1141(内線 4270)

※本講演会は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに委託して実施いたします。

# ○東京都消費生活総合センターからのお願い Part9 & 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

## ■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part9

今回は高齢者の見守りネットワークである「消費者安全確保地域協議会」についてお知らせします。

みなさんは「消費者安全確保地域協議会」をご存知でしょうか。

消費者安全確保地域協議会(以下、協議会)は、「消費生活上、特に配慮を要する高齢者や障害者」を見守るためのネットワークで、主に認知症等判断力の低下がみられる高齢者などが見守りの対象となります。このネットワークの大きな特徴は、消費者の安全確保のためであれば、**高齢者等、消費者本人の同意がない場合でも、見守りをする構成員間で必要な情報を共有し、消費者被害に迅速に対応できる**ことが挙げられます。

見守りの現場において、福祉関係者の方にはいろいろな戸惑いがあり、その一つに、高齢者本人が消費者被害に遭っていることを認めず、「自分は大丈夫、被害にはあっていない」と主張し、消費生活センターへの相談を拒むというケースがあるとお聞きします。いわゆる個人情報が壁となって、センターに相談をつなげないといった事象です。こうした場合でも、**協議会が設置されていれば、本人に密接にかかわる見守り関係者間で本人の個人情報を含めた被害の状況を共有し、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たすことが期待できます(個人情報法保護法例外規定の適用)**。

令和7年11月末現在、都内では16区市(千代田区、新宿区、大田区、世田谷区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市、多摩市)に協議会が設置されています(ただし、本人同意のない個人情報の共有については任意のため、詳しくは設置自治体にご確認ください)。

東京都消費生活総合センターでは、これら以外の区市町村においても協議会の設置が進むよう支援を続けています。協議会構成員としての福祉関係者のみなさまのご協力をお願いいたします。以下、ホームページも是非ご覧ください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/korei/mimamori/index.html>

## ■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークの構成員の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

**◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法**

**◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント**

**◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)**

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間 : 2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB」(下記)を参照のこと。)

講義時間 : 原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所 : 都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用 : **無料**

申込条件 : ●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付 : 2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回まで受付終了となります。)

**申込方法**：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

**【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB**

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/koureい.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/koureい.html)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

**【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局**

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール:Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託しております。

**【連絡先】**

**東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当**

TEL: 03-6228-1331

---

**【編集兼発行】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課**

TEL03-5000-7552、FAX 03-5388-1395